

【特集】

文●五十嵐晃宏

「退職金話法」 を利用した 生命保険販売

——経営者に「役員退職金の準備をはじめたい」と
思ってもらうための6つのヒント——

PART 1 退職金話法の基礎
——「生命保険による積立の優位性」と「退職
年度の決算対策」——

**PART 2 退職所得控除を利用した
提案事例**
——複数の子会社を運営している優良法人経
営者に対する提案書を解説——

大型法人契約を獲得するうえで欠かせない話法に「退職金話法」があります。
ところが、経営者にとって役員退職金は「遠い将来の話」に過ぎず、
すぐに着手すべき緊急性のあるテーマではありません。
退職金話法を用いても、
「そのうち景気が良くなったら…」と経営者が乗り気にならず
ペンディングになってしまった経験は誰しもあるのではないのでしょうか。
本特集では、この点を克服し、「今すぐに退職金準備を開始したい」と
経営者に考えていただくためにはどうすれば良いかを整理してみました。

はじめに

退職金話法の最大のポイントは、「早く準備を開始したら
それだけ楽になる」ことを、経営者に理解していただくこ
とに尽きます。

仮に退職金が1億円と決まっていたら、10年で準備するに
は月々83万3,333円(1億円÷10年÷12カ月)の資金が必要
です。それが20年なら月々41万6,666円(1億円÷20
年÷12カ月)で済むわけですから、どちらが楽に準備でき
るかは簡単な論理です。

「今すぐに退職金準備を開始したい」と経営者に考えて
いただけるようになれば、退職金話法は必ず成功すると思
います。

次に、退職金を準備する方法について考えてみます。現
金で準備する方法、生命保険で準備する方法など、経営者
にはたくさんの選択肢があります。生命保険の販売に携わ
るわたしたちは、「生命保険による積立の優位性」をしま
りお話しできればなりません。

一方、退職金話法の中には忘れられがちな問題もありま

す。役員が退職をする事業年度は、退職金が損金となり、
決算へ多大な影響が出ます。

退職金1億円が全額退職金損金と認められたとすると、
中小企業の多くは赤字に転落することになります。従って、
「退職年度の決算対策」も提案に盛り込んでお話しするこ
とをお勧めします。

本稿は、PART1とPART2の2部構成になっています。

PART1では、退職金話法の基礎について解説し、「生命
保険による積立の優位性」と「退職年度の決算対策」の2
つが退職金話法のポイントとなります。

PART2では、実際の提案事例に沿って具体的に解説して
いきます。本稿で取り上げた事例は一般的な提案内容とは
異なり、退職所得控除を利用したマニアックな提案となっ
ています。なぜなら、提案現場において生保販売員は、経
営者の興味を引き付ける「引き出し」を数多く持っていな
ければなりません。そういった意味で実行可能かどうかは
別として、“飛び道具的”提案をあえて掲載しました。

PART 1 退職金話法の基礎 ——「生命保険による積立の優位性」と「退職年度の決算対策」——

ステップ1 退職金額を決める

退職金話法の最初のステップは、退職金額を決めるとこ
ろから始まります。

経営者にとって退職金は、「遠い将来」の漠然とした話
に過ぎません。金額を決めない抽象的な話では商談は上手
く進みません。つまりは、退職金額を経営者の頭にインプ
トすることが大事な作業といえます。

2度目のアポイントの電話では「社長、例の退職金1億
円のお話の件でお時間を頂きたいのですが…」といきたい
ものです。

退職金額を決める方法はいくつかありますが、功績倍率
法(P.6図表1参照)が最も一般的な方法となります。功績
倍率法の計算3要素(最終報酬月額・勤続年数・功績倍率)
は、会社規模や業況、その他の情報から類推しなければな
りません。

勤続年数については、紹介者がいれば、おおよその勤続
年数をあらかじめ情報収集することをお勧めします。情報
がなければ企業情報などで設立年月日などから予想するこ
とになります。

功績倍率については、経営者の役職で大体決まっているた
め、問題はありません。

一番予想が難しいのは最終報酬月額です。100万円、200

万円などと会社規模・業況などから類推していきま。 「最終」報酬月額ですので、現在は少なくとも将来、報酬月額が上がるとい点と、退職直前の数年間に計画的に上げる方がいることをお話しすれば「大きな退職金額」になると思います。

退職金額が高くなるほど、プランも大型化していきま。従って、当初は提案の退職金額をやや高めに提示することをお勧めしま。退職金話法は経営者にとって良い話であり、「社長のように会社に貢献した方は1億円くらいの退職金を取っても、何の問題はありません」と言われて悪い気がする経営者はいませ。

ポイントは、「退職金枠」がどれだけあるかを認識していただくことが目的となりますので、**図表2**のような資料を使って退職金額を高く設定できるようお話しください。

ステップ2 生命保険で退職金財源を準備するメリット

経営者にとって、退職金を準備する方法は生命保険だけではありません。現金で準備することもできますので、「生命保険による積立の優位性」をしっかりと説明する必要があります。出だしはこんな感じになります。

図表2 国家公務員の退職金

☑退職手当の支給水準比較の結果

政府・総務省発表 1999年度における国家公務員の退職手当の水準

国家公務員 2,948万円

	勤続年数	退職手当額
次官	58歳で退職 36年(22歳採用・大卒)	9,115万円
審議官クラス	52歳で退職 30年(22歳採用・大卒)	5,514万円
課長補佐	60歳で退職 42年(18歳採用・高卒)	2,897万円
係長	60歳で退職 42年(18歳採用・高卒)	2,585万円

図表1 功績倍率法

法人の場合 ☑役員退職金損金として処理できます

役員退職金の計算方法 ➡ 一般的には功績倍率法が最も多く採用されています

役員退職金 適正額	
最終報酬月額×勤続年数×功績倍率 (勤続年数 1年未満の端数が生じた場合、これを1年として勤続年数を計算)	
功績倍率 一般的には	
代表取締役	取締役
3	2

功績加算について

特に功績顕著と認められる役員に対しては、役員退職金適正額の**30%**を超えない額を限度として加算することができます

「社長、中小企業の経営者が退職金財源を準備される場合、生命保険で行う方が大多数です。何故なら…」

①**一般の資金繰りと分離して計画的に退職金準備ができます**

現金による積立では退職金は貯まりませ。何故なら、運転資金・設備投資資金などでなくなってしまうことがほとんどです。生命保険なら、退職時期に現金がなかったというようなことはありませ。

②**保険料は分割払い(月払・年払など)のため、資金繰りへの負担が少なく済みます**

コツコツと毎月貯めていきますので、途中で挫折することはありません。

③**緊急の場合、一般の資金繰りとしてご利用いただけます**

解約返戻金を原資に、契約者貸付を利用することによって短期間で資金をご用意いただけます。銀行借入のように面倒な手続きは一切ありません。

④**死亡保険金は死亡退職金・弔慰金の原資としてもご利用いただけます**

生命保険は死亡保障があり、もしもの場合は死亡保険金が御社に入金されます。契約直後から死亡保障があるため、最初の保険料を支払った時点から所期の目的が達成できます。

⑤**保険種類によっては支払保険料の全部または一部が経費となります**

お金が貯まる金融商品の中で唯一、生命保険の保険料だけが、経費となります。

ステップ3 退職金支払年度の決算への影響を考える

退職金を支払う年度では、決算対策にも留意する必要があります。退職金は税法上認められる範囲であれば、全額損金(退職金損金)となります。従って、退職金を支払う年度の決算に大きな影響を及ぼしま。利益が少ない法人であれば、退職金損金によって決算が赤字になることも想定されま。

死亡退職の場合は比較的大きな雑収入が生まれやすいため、あまり大きな問題にはなりません。生命保険の保険金が大雑収入となり、それまで累計してきた資産計上額を差し引いた額が最終的な雑収入となります(雑収入額=生命保険金-資産計上累計額)。

死亡退職金・弔慰金が損金となり、保険金による雑収入が相殺されるため、決算への影響は限定的となります(図表3参照)。

問題は生存退職金支給年度の決算対策です。退職金支給年度には生命保険契約を解約して退職金財源を確保しま。

図表3 死亡退職時の決算



図表4 保険契約解約時の雑収入

保険種類	保険料経理仕訳	解約時雑収入計算	雑収入額
終身保険	全額資産計上	解約返戻金-資産計上累計額	小さな額
長期平準定期保険 逡増定期保険*	1/2損金計上 1/2資産計上	解約返戻金-資産計上累計額	解約返戻金の半分近く
定期保険など	全額損金計上	解約返戻金相当額	大きな額

*執筆中は逡増定期保険の経理仕訳の改正案が発表されたところであり、正式決定ではありません。

生命保険の種類によっては解約に伴って発生する雑収入が期待できる場合があります(図表4参照)。提案する保険種類が全額損金であれば、契約の解約に伴って大きな雑収入が期待できますが、それ以外の保険種類の場合は決算対策が必要となります。

ステップ4 役員退職給与引当金を理解する

役員退職給与引当金を利用すると、役員退任時に役員退職金引当金を取り崩すことができます。取り崩した金額は「役員退職金引当金戻入益」として特別利益が発生しま。「役員退職金引当金戻入益」を計画的に発生させることによって、保険解約雑収入で補いきれなかった赤字を埋めることができます。

また、P/L(損益計算書)上は「役員退職金引当金戻入益」という特別利益が記載されますが、決算書「別表四」では「役員退職金引当金戻入益認容」として減算処理ができます。

つまり、利益が出ていても減算した金額までは法人税がかかりませ。当期中に減算しきれなかった金額は5年間繰り越すことができます。ただし、役員退職給与引当金は会計上経費となりますが、税務上は損金とは認められていませ。従って、法人税を支払いながら引当金を計上していきま(有税引当)。

毎期4,000万円の利益の出る法人の経営者が、25年後に退職金1億円を受け取る場合を例にとりて説明しま。

役員退職給与引当金を毎年400万円(1億円÷25年)引き当てるとすると、引当金計上を行う事業年度のP/Lと別表

四はP.8の図表5のようになります。

利益4,000万円が3,600万円に減少しますが、法人税は4,000万円分を支払っていきま(有税引当)。

25年後に退職金1億円を受け取り、役員退職給与引当金1億円を取り崩した時のP/Lと別表四は